

仁木町民向けガイド



～2026年4月1日から変わる交通ルールのお知らせ～

2026年（令和8年）4月1日から、自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます。これにより、16歳以上の人がある一定の違反をした場合、反則金の納付が通告されます。

このチラシでは、警察庁交通局の「自転車ルールブック」に基づき、自転車を利用する皆さんが守るべき大切なルールをわかりやすくまとめました。

交通事故を防ぎ、安心して自転車に乗れるように、ぜひご家族やお知り合いにもお伝えください。

※警察庁交通局『自転車ルールブック』より抜粋



① 車道通行の基本

■ 車道通行の原則

自転車は、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。

原則として、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。（法第17条第1項）

【違反・罰則】
通行区分違反：反則金 6,000円

■ 左側通行の原則

自転車は、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません。（法第17条第4項、第18条第1項）

【違反・罰則】
通行区分違反：反則金 6,000円

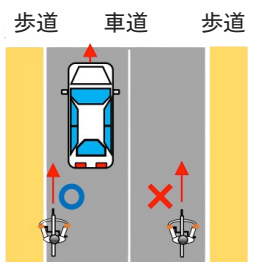
逆走はなぜ危険？

- ・見通しの悪い場所では、自動車から発見されにくく、対向車との衝突事故につながるおそれがあります。
- ・交差点では発見が遅れ、飛び出しによる事故につながるおそれがあります。

右側通行は危険



路側帯



② 車道における通行ルール

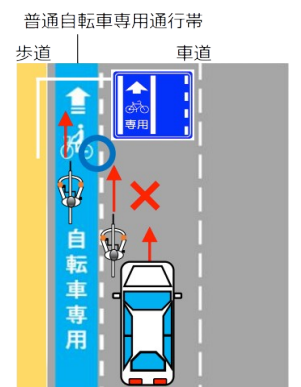
■ 自転車専用通行帯がある場合

普通自転車で車道を通行する場合で、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その通行帯を通行しなければなりません。（法第20条第2項）

【違反・罰則】
通行帯違反：反則金 5,000円

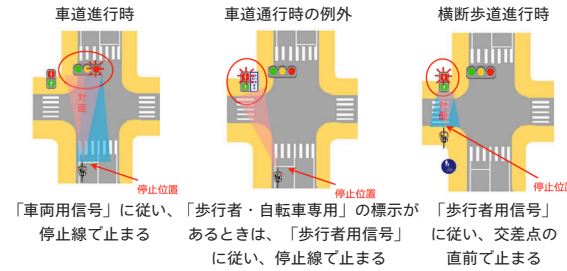


普通自転車専用通行帯



■ 赤信号で停止する場合

- ・停止線がある場合：その直前で停止しなければなりません。
- ・停止線がない場合：交差点の直前で停止しなければなりません。
- ・横断歩道がある場合：その直前で停止しなければなりません。



⑧ 踏切の通行

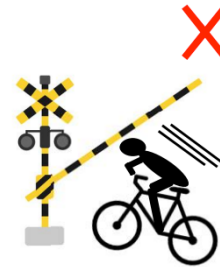
■ 踏切での通行ルール

踏切を通過する前は、停止線がある場合はその直前で一時停止し、安全を確認しなければなりません。（法第33条第1項）

【違反・罰則】
踏切不停止等：反則金 6,000円

遮断機が閉じようとしているときや警報器が鳴っている間は、踏切に進入してはなりません。（法第33条第2項）

【違反・罰則】
遮断踏切立入り：反則金 7,000円



⑨ その他

■ 飲酒運転（法第65条第1項）

酒気帯びの有無にかかわらず、飲酒して自転車を運転することは禁止されています。



■ あおり運転（法第117条の2第1項第4号等）

他の車両の通行を妨害する目的で、急ブレーキや進路変更等の危険行為をしてはなりません。



■ 携帯電話の使用（法第71条第5号の5） 【反則金：12,000円】

運転中に携帯電話等を使用して通話したり画面を注視することは禁止されています。



■ ブレーキ不良（法第63条の9） 【反則金：5,000円】

ブレーキのない自転車や故障した自転車を運転してはなりません。



■ 二人乗りの禁止（法第57条第2項） 【反則金：3,000円】

自転車で二人乗りをしてはなりません。



■ 安全運転義務（法第70条） 【反則金：6,000円】

装置を確実に操作し、他人に危害を及ぼさない速度と方法で運転しなければなりません。



■ イヤホン・傘の禁止（法第71条第6号） 【反則金：5,000円】

傘差し運転やイヤホン使用により周囲の音が聞こえない状態での運転は禁止されています。



■ 無灯火の禁止（法第52条第1項） 【反則金：5,000円】

夜間はライトを点灯しなければなりません。



■ ヘルメット（法第63条の11）

自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされています。



■ 自転車の通行が制限されているとき

一方通行道路の逆走をはじめ、自転車を含む車両の通行が一律に禁止されている道路を通行してはなりません。（法第8条第1項）

【違反・罰則】
通行禁止違反：反則金 5,000円



↓
自転車が通行すると
通行禁止違反となります

■ 歩行者用道路（自転車通行可）

自転車に限って通行が認められている歩行者用道路では、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。（法第9条）

【違反・罰則】
歩行者用道路徐行違反：反則金 5,000円



↓
自転車を除く
↓
自転車は通行できません

↓
自転車を除く
↓
自転車は徐行してください

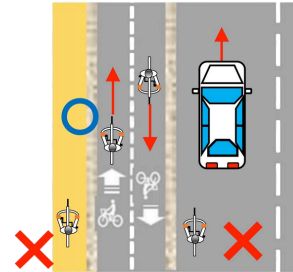
③ 自転車道・歩道

■ 自転車道が設けられているとき

自転車道があるときには、自転車道を通行しなければなりません。（法第63条の3）
自転車道があるとき、歩道を通行することはできません。

【違反・罰則】
自転車道通行義務違反：反則金 3,000円

歩道 自転車道 車道



■ 歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは普通自転車は歩道を通行することができます。（法第63条の4第1項）

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができることとされているとき
- ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



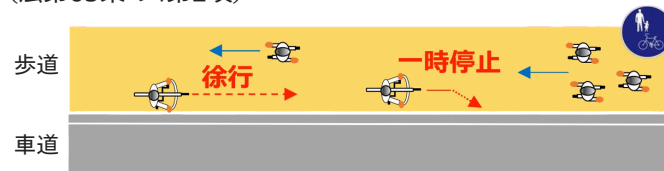
「普通自転車歩道通行可」の道路標識・道路標示

■ 歩道を通行するときのルール

普通自転車で歩道を通行することができる場合に、歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。（法第63条の4第2項）

また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

【違反・罰則】
歩道徐行等義務違反：反則金 3,000円



④ 路側帯

■ 路側帯を通行するときのルール

自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません。（法第17条の3第1項）

ただし、白の二本線で標示された路側帯（歩行者用路側帯）のときは、通行することはできません。

【違反・罰則】
通行区分違反：反則金6,000円



⑤ 横断・歩行者優先

■ 横断歩道の通行

道路を横断する場合は、横断歩道を通行することもできます。

ただし、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車に乗ったまま横断してはいけません。（法第25条の2第1項）

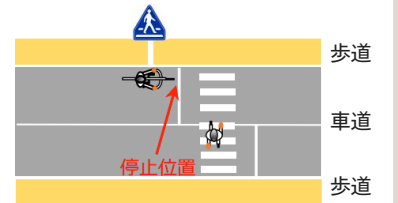
【違反・罰則】
法定横断等禁止違反：反則金 5,000円

■ 横断歩道に接近する場合

横断歩道に接近する場合には、歩行者がいなかったことが明らかなきを除き、停止することができる速度で進行しなければなりません。

また、横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません。（法第38条第1項）

【違反・罰則】
横断歩行者等妨害等：反則金 6,000円



⑥ 徐行・一時停止

■ 徐行に関するルール

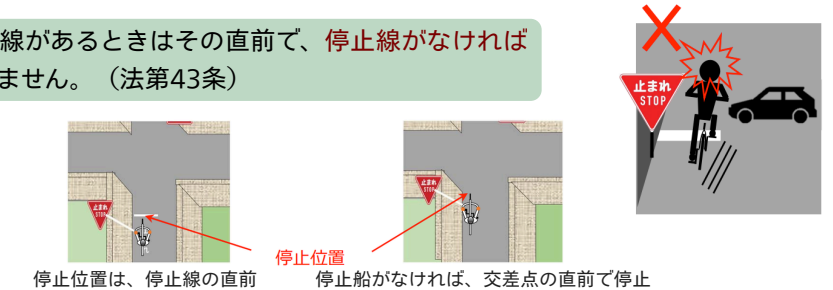
信号機がなく、左右の見通しがきかない交差点や、道路の曲がりかど付近では徐行しなければなりません。（法第42条）

【違反・罰則】
徐行場所違反：反則金 5,000円

■ 一時停止に関するルール

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません。（法第43条）

【違反・罰則】
徐行場所違反：反則金 5,000円



⑦ 信号

■ 自転車が従うべき信号

自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います。（法第7条）

また、「車両用信号」が黄色の場合、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。

【違反・罰則】
信号無視：反則金 6,000円



歩行者用信号



「歩行者・自転車専用」

ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、歩行者用信号に従います。